

## 建設業許可申請に際しての注意事項

- 1 建設業許可申請書等で用紙には定められた枠内に黒のボールペン、ゴム印等を使用し楷書でていねいに記入してください。
- 2 申請書等は裏面の表の様式第1号から順番に並べてください。（ホッチキス等で綴じ込まないこと）
- 3 提出部数は次のとおりです。

知事許可	正本1通、副本1通（主要県土整備事務所提出分）
	正本1通、副本2通（一般県土整備事務所提出分）
大臣許可	正本1通、副本2通、営業所のある都道府県の数の写し
- 4 実地調査（営業所調査）を行うため県の調査員が貴社の営業所を訪問することがあります。なお、訪問する場合は事前に調査員から電話連絡いたします。
- 5 国土交通省を含む全国の都道府県をつなぐコンピュータ化により経營業務の管理責任者、専任の技術者が、他の会社との間で名義の貸し借りを行っていけば許可時に判明します。この場合、事実確認が行われ必要な措置（許可の取消等）を取ります。
- 6 建設業法第6条第4号に定める建設業の許可を受けようとする者（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む 役員並びに支配人及び営業所の代表者、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者）が、暴力団の構成員である場合には、同法第7条第3号に掲げる基準に適合しないため許可できません。
- 7 既に納付された建設業許可申請審査手数料は、許可されない場合あるいは申請を取り下げた場合も還付されませんので、許可要件等に十分ご留意のうえ申請してください。
- 8 知事許可及び国土交通大臣許可の更新申請は、許可期間満了の3か月前から受け付けますが、遅くとも1か月前までに申請してください。
- 9 業種追加と同時に許可更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、原則として知事許可は許可更新日の3か月前、国土交通大臣許可は許可更新日の6か月前までに申請を行ってください。